

○ 労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府令第七号）

改正案	現行
（優先出資に係る資本準備金の額の減少の認可の申請） 第十三条の二 優先出資発行対象金融機関等（法第八条の二に規定する優先出資発行対象金融機関等をいい、労働金庫等に限る。）は、法第八条の二（法第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による資本準備金又は法定準備金（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第八項に規定する法定準備金をいう。以下この条において同じ。）の額の減少及び剰余金の額の増加の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 理由書 二 減少する資本準備金又は法定準備金の額及び消却後の優先出資の口数を記載した書面 三 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 四 その他法第八条の二の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類	（新設）

附則

第十八条 削除

(特別経営強化計画の提出)
第二十条 法附則第十六条第一項の規定により経営が改善したことを示すために必要な書類及び特別経営強化計画(同項に規定する特別経営強化計画をいう。以下同じ。)を提出する特別対象協同組織金融機関等(法附則第十五条に規定する特別対象協同組織金融機関等

附則

(優先出資に係る資本準備金の額の減少の認可の申請)

第十八条 特別対象協同組織金融機関等(法附則第十三条に規定する特別対象協同組織金融機関等をいい、労働金庫等に限る。以下同じ)は、同条の規定による資本準備金の額の減少及び剰余金の額の増加の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 減少する資本準備金の額及び消却後の優先出資の口数を記載した書面
- 三 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 四 その他法附則第十三条の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

(特別経営強化計画の提出)
第二十条 法附則第十六条第一項の規定により経営が改善したことを示すために必要な書類及び特別経営強化計画(同項に規定する特別経営強化計画をいう。以下同じ。)を提出する特別対象協同組織金融機関等は、当該書類及び別紙様式第七号に準じて作成した特別経

をいい、労働金庫等に限る。以下同じ。）は、当該書類及び別紙様式第七号に準じて作成した特別経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇五（略）

営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇五（略）

○ 労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府・厚生労働省令第七号）別紙様式第五号

改正案	現 行
様式第五（第 73 条関係）（日本工業規格 A 4） 協 同 組 織 金 融 機 能 強 化 方 針 年 月 日提出 （略） 第 1 ～第 7 （略） （記載上の注意） 1. ・ 2. （略） 3. 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項 （1）申込みに係る資金について、その処分をし、又は償還若しくは返済を行うための財源を確保するために必要な収益性及び業務の効率の向上のための方策を記載すること。 （2）～（4） （略） 4. ～ 9. （略）	様式第五（第 73 条関係）（日本工業規格 A 4） 協 同 組 織 金 融 機 能 強 化 方 針 年 月 日提出 （略） 第 1 ～第 7 （略） （記載上の注意） 1. ・ 2. （略） 3. 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項 （1）申込みに係る資金について、<u>おおむね 15 年以内に</u>その処分をし、又は償還若しくは返済を行うための財源を確保するために必要な収益性及び業務の効率の向上のための方策を記載すること。 （2）～（4） （略） 4. ～ 9. （略）